きゅうゆうせいほごほう

旧優生保護法による
ゆうせいしゅじゅつ　じんこうにんしんちゅうぜつ
優生手術・人工妊娠中絶などを
う　かた　かぞく
受けた方とご家族へ
ほしょうきんとう　う
補償金等を受けとることができます。

補償金

対象となる方　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者
（死亡している場合はご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曽孫又は甥姪））

支給額　本人：１５００万円　　配偶者（事実婚などを含む）：５００万円

優生手術等一時金

対象となる方　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額　３２０万円（上記の補償金を受給した場合も支給されます。）

人工妊娠中絶一時金

対象となる方　旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方
※経済的理由や母体の健康のためなどに実施されたものは対象外です。

支給額　２００万円（上記の優生手術等一時金を受給した場合は支給されません。）

請求期限

令和１２年（２０３０年）１月１６日

お問い合わせ先

旧優生保護法に関する相談支援センター

0120-031-711（フリーダイヤル）

受付時間　8:45～17:30（土日祝日、年末年始はお休みです。）

住所：〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目　子ども政策企画課内

FAX：011-232-4240　　メール：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

●相談支援センターにお越しになる際には、あらかじめご連絡をお願いいたします。

旧優生保護法補償金等支給法について

令和６年１０月に、「旧優生保護法補償金等支給法（以下、「法」という。）」が成立し、令和７年１月17日から施行されました。法の前文では、国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定の障害や疾病のある方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い、執行し優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め深く謝罪する旨が述べられています。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことにつきましても、深く謝罪する旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方は、補償金等を受け取ることができます。

請求手続について

●請求書および添付書類の様式は、「旧優生保護法に関する相談支援センター」や道立保健所でお渡しするほか、郵送もいたします。また、道ホームページもしくはこども家庭庁の特設ページにも掲載しています。

道ホームページ：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/yuseiichijikin.html

こども家庭庁特設ページ：https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin

●請求書などは、相談支援センターに提出してください。

●ご希望があれば、弁護士が請求手続を無料でサポートしますので、相談支援センターまでご連絡ください。

●認定は、こども家庭庁が行います。審査の結果は、後日文書でお知らせします。

添付書類

請求する方	添付書類
優生手術等を受けた本人	・請求する方の住所が分かる書類の写し（住民票、障害者手帳の写しなど） ・医師の診断書および診断のための費用の請求書 ・そのほか、関係者の証言など優生手術等を受けた事実が分かる書類 ・請求する方の振込先金融機関情報の写し（通帳の写しなど）
優生手術等を受けた方の特定配偶者	上記に加え、 ・優生手術等を受けた者と婚姻関係であったことを証明できる戸籍謄（抄）本など
優生手術等を受けた本人または特定配偶者の遺族	上記に加え、 ・優生手術等を受けた者または特定配偶者の死亡診断書など ・優生手術等を受けた者やほかの遺族との関係を確認できる戸籍謄本など ※手術を受けた本人が亡くなっている場合は、医師の診断書は基本的に不要です。
旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた本人	・請求する方の住所が分かる書類の写し（住民票、障害者手帳の写しなど） ・そのほか、人工妊娠中絶を受けた事実が分かる書類（人工妊娠中絶申請書など） ・請求する方の振込先金融機関情報の写し（通帳の写しなど）